

役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「本協会」という。)が、定款第20条の規定に基づき理事及び監事の選任に関する必要な事項を定める。

(選任の方法)

第2条 役員は、定款第17条第1項により社員総会において選任する。

(選任する役員の数)

第3条 役員の選任定数は、定款第19条第1項の規定によるが、理事及び監事の員数については理事会がその都度決定する。

2 前項により選任された役員に欠員が生じても、その員数が定款第19条第1項に規定する下限以上であるときは、補欠選任をしないことができる。

(被選任候補者)

第4条 被選任候補者は、次のとおりとする。

- (1) 5名以上の社員より連署をもって推薦された者
 - (2) 理事会が推薦した者
 - (3) 理事長が推薦した者
 - (4) 支所長が推薦した者(理事又は監事の候補者それぞれ1名に限る。)
- 2 土地家屋調査士法人(以下「調査士法人」という。)にあつては代表者1名を定めている場合はその者、そうでない場合は代表権を有する社員の1名を指名して被選任候補者とすることができる。
- 3 第1項第1号の推薦人には、理事又は監事の候補者それぞれ1名に対してのみ、なることができる。

(選任者の届出)

第5条 前条の被選任候補者の推薦者は、社員総会の14日前までに別紙様式による届出書を選考委員会に届け出なければならない。

第2章 選考委員会

(選考事務の管理執行)

第6条 役員を選考に関する事務を管理執行するため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(選考委員の選出)

第7条 選考委員(以下「委員」という。)は、理事会で別に定める区域ごとの社員の互選によりその区域ごとに1名を選出するものとする。

2 前項により選出した委員は、社員総会30日前までに理事長に届け出るものと

する。

- 3 理事長は、委員選出届けを受理したときは、速やかにその氏名を事務局に公示するものとする。
- 4 委員は、役員となることができない。

(選考委員会)

第8条 委員会は、前条第1項の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は理事長が招集する。
- 3 委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、就任後第1回目に開催される社員総会の役員選任に関する事項の終了のときまでとする。

(委員会の決議及び職務)

第10条 委員会の選考に関する決議は、委員定数の4分の3以上が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 第5条の届出の受理及びその名簿の公示をしなければならない。
- 3 選考の結果並びに被選任者が就任を承諾した旨を社員総会の議長に報告しなければならない。

(選任の決定)

第11条 役員を選任の効力は、定款第17条第3項により決議し選任されたときから生ずる。

(秘密保持の義務)

第12条 委員は、その職務の執行上において知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

第3章 補則

(施行細則)

第13条 この規則を施行するため必要があるときは、理事会の決議により細則を定めることができる。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改正又は廃止は、社員総会の決議によるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則（令和元年9月6日変更）は、令和2年7月1日から施行する。

別紙

役員候補者推薦届

年 月 日

公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

役員選考委員会 委員長 殿

候補者の氏名及び役職名等

氏 名		役 職 名
		理 事 監 事
住 所		所 属 支 所 名
		支 所
生 年 月 日	年 齢	社 員 番 号
明・大・昭・平 年 月 日	歳	第 号

役員選任規則第4条の規定により、上記の者を役員として推薦いたします。なお、上記の者は、推薦されることに同意をしております。

届出人

責任者 住 所
氏 名 _____ (印)

住 所
氏 名 _____ (印)

住 所
氏 名 _____ (印)

住 所
氏 名 _____ (印)

住 所
氏 名 _____ (印)

注1 社員以外の候補者を推薦する場合は、理由書を添付すること。

注2 5名以上の場合は、別用紙を用い契印して下さい。